

重 要 事 項 説 明 書

1 事業所の概要

(1) 概要

事業所名	三鷹中央リハケア訪問看護ステーション
所在地	東京都三鷹市下連雀9丁目2番7号
電話番号	0422 (70) 1055
管理者	黒木 美和子
介護保険事業所番号	1367197874
その他サービス	介護老人保健施設（入所・短期）・通所リハビリテーション 居宅介護支援事業所
サービス提供地域	三鷹市、調布市（深大寺東町）、杉並区（久我山3丁目）、 武蔵野市（御殿山1・2丁目、中町1丁目、西久保1丁目、 吉祥寺本町3丁目）

【運 営 方 針】

ご利用者の要介護、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護、要支援状態となることの予防を目的とし、療養上の目標を設定し、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護を行います。

また、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの向上に努めます。

(2) 当事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	合 計
管 理 者	1 名		1 名
看 護 師	4 名		4 名
作 業 療 法 士	1 名		1 名
理 学 療 法 士	1 名		1 名
事 務 職 員	1 名		1 名

2 営業日・時間

(1) 営業日 月曜日から金曜日

※土・日・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)は休日となっております。

(2) 営業時間 午前9時～午後5時

※緊急時訪問看護加算ご契約の方は24時間体制にて電話でのご相談、及び、緊急時訪問をします。

3 利用方法

- (1) 訪問看護を希望される方は、主治医に申し出て「訪問看護指示書」を受取ってください。
- (2) 当ステーションでは、この指示書により「訪問看護計画書」を作成し、これに基づいてサービスの提供をいたします。

4 サービスの内容

- (1) 病状・障害の観察（体温、脈拍、血圧の測定等）
- (2) 清拭・洗髪等による清潔保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

※リハビリテーション職員による訪問

訪問看護ステーションからのリハビリテーションは、看護業務の一環として行われるものであるため、専門性の高い有資格者のリハビリテーション職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が看護職員の代わりにサービスを行います。

5 個人情報について

当ステーションは、個人情報の保護の重要性を認識し、医療・介護サービスの提供を通して、ご利用者の個人情報を取得し保有させて頂いております。

個人の権利利益を侵害する事のないよう、[個人情報保護法]の規定に基づいて個人情報及びプライバシーの保護の適正な取り扱いを行うため、下記の個人情報保護方針を定めております。

- (1) 職員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様及び、ご家族に関する秘密を正当な理由なく漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様に継続いたします。
- (2) 当ステーションの従業員が退職後、在職中に知り得たご利用者様又はご利用者様のご家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- (3) ご利用者様の全身状態観察時に変化があった場合、ご利用者様又はご家族へ使用目的等を説明し同意を得てから写真撮影する場合があります。

※個人情報の取り扱い説明 7 ページの[細則①]をご参照下さい。

[個人情報の開示について]

ご利用者様は当事業所に対して、当ステーションが有しているご利用者様の個人情報を、ご利用者様より開示を求める事が出来ます。

6 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供にともなって事故が発生した場合は、速やかに必要な対応をとるとともに、ご家族、医師、区市町村、介護支援専門員への連絡を行い、指示を仰ぎます。
また、ご利用者様に対して当ステーションの看護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をいたします。
- (2) 当ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処理について記録し、当該ご利用者様の契約終了の日から2年間保管いたします。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族、介護支援専門員等へ連絡します。

主 治 医	病 院 名		電話番号①	
	担 当 医		電話番号②	
ご 家 族	氏 名		電話番号	

8 災害時の対応

災害時に備えて、事業継続計画を策定し、日頃から準備と訓練を行っております。災害発生時は近隣のステーションと連携を取りながら対応いたします。

9 苦情・要望等

- (1) 苦情・要望に対する担当者を配置し、サービスに関するご利用者様及び、ご家族からの苦情・要望等に対し、迅速に対応します。

【サービス相談窓口】

三鷹中央リハケア訪問看護ステーション 担当者：黒木 美和子

電話：0422-70-1055 FAX：0422-70-0701

受付日時：平日（月曜日～金曜日）9：00～17：00

※土・日・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)は休日となっております。平日のみ受付

- (2) 当ステーション以外に市および国保連の相談、苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

【各自治体】 三鷹市役所 高齢者支援課 電話：0422-45-1151

武蔵野市役所 高齢者支援課 電話：0422-60-1846

調布市役所 高齢者支援課 電話：042-481-7149～50・7351

杉並区役所 高齢者在宅支援課 電話：03-3312-2111

【国 保 連】 東京都国保連合会 電話：03-6238-0177

10 その他

当ステーションにおいて、看護学生、看護師の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。看護教育の必要性を御理解いただき御協力お願い致します。

なお、同行訪問する際には事前にご連絡いたします。

臨地実習を通して知り得たご利用者およびご利用者の御家族の方々に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。

11 利用料金

当事業所の地域は1単位11.05円となります。

ご利用者様が負担する利用料金は、原則として(1)保険基本料金と(2)付加料金を合計した額のご利用者様の保険自己負担分(保険負担割合証記載分)となります。

※保険証の負担割合、公費により自己負担額は異なります

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料金は全額自己負担となります。

(1) 保険基本料金

【看護師による訪問】

1回の所要時間(種別)	ご利用料金 (10割)		1割負担	2割負担	3割負担
20分未満(Ⅰ1)	314単位	3,469円	347円	694円	1,041円
30分未満(Ⅰ2)	471単位	5,204円	521円	1,041円	1,562円
30分以上60分未満(Ⅰ3)	823単位	9,094円	910円	1,819円	2,729円
60分以上90分未満(Ⅰ4)	1,128単位	12,464円	1,247円	2,493円	3,740円

上記サービスの提供時間帯によって、基本利用料金の所定単位に以下の割合が加算されます。

訪 問 時 間 帯	加 算
早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)	所定単位の25%増し
深夜(22時～6時)	所定単位の50%増し

【理学療法士・作業療法士】

1回の所要時間(種別)	ご利用料金 (10割)		1割負担	2割負担	3割負担
20分以上(Ⅰ5)	294単位	3,248円	325円	650円	975円
40分以上(Ⅰ5・2)	588単位	6,497円	650円	1,300円	1,950円
60分以上(Ⅰ5・2超)	795単位	8,784円	879円	1,757円	2,636円

【定期巡回・随時対応型訪問看護】

	ご利用料金 (10割)		1割負担	2割負担	3割負担
定期巡回(1カ月につき)	2,961単位	32,719円	3,272円	6,544円	9,816円
定期巡回(日割)	97単位	1,071円	108円	215円	322円
要介護5の場合(1カ月につき)	3,761単位	41,559円	4,156円	8,312円	12,468円
要介護5の場合(日割)	124単位	1,370円	137円	274円	411円

【看護師による訪問】※介護保険証 状態区分が要支援の方

1回の所要時間(種別)	ご利用料金 (10割)		1割負担	2割負担	3割負担
20分未満(予Ⅰ1)	303単位	3,348円	335円	670円	1,005円
30分未満(予Ⅰ2)	451単位	4,983円	499円	997円	1,495円
30分以上60分未満(予Ⅰ3)	794単位	8,773円	878円	1,755円	2,632円
60分以上90分未満(予Ⅰ4)	1,090単位	12,044円	1,205円	2,409円	3,614円

上記サービスの提供時間帯によって、基本利用料金の所定単位に以下の割合が加算されます。

訪 問 時 間 帯	加 算
早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)	所定単位の25%増し
深夜(22時～6時)	所定単位の50%増し

【理学療法士・作業療法士】※介護保険証 状態区分が要支援の方

1回の所要時間（種別）	ご利用料金（10割）		1割負担	2割負担	3割負担
20分以上（予Ⅰ5）	284単位	3,138円	314円	628円	942円
40分以上（予Ⅰ5・2）	568単位	6,276円	628円	1,256円	1,883円
60分以上（予Ⅰ5・2超）	426単位	4,707円	471円	942円	1,413円

※12ヶ月を超えて予防訪問看護（リハビリ）を行った場合、単位数変更となります。

(2) 付加料金

①新規に訪問看護計画を作成したご利用者様に対して初回の訪問看護を行った月に加算となります。

サービス種別	ご利用料金（10割）		1割負担	2割負担	3割負担
初回加算Ⅰ（退院退所日当日）	350単位	3,867円	387円	774円	1,161円
初回加算Ⅱ（その他の日）	300単位	3,315円	332円	663円	995円

②当事業所はご利用者様の情報把握、訪問看護の経験者の確保、定期的な研修や勉強会、職員の健康管理を、行っていくことに対する加算となります。（1回の訪問毎に加算）

サービス種別	ご利用料金（10割）		1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制加算（Ⅰ）	6単位/回	66円/回	7円/回	14円/回	20円/回
サービス提供体制加算（Ⅱ）	3単位/回	33円/回	4円/回	7円/回	10円/回

③人材の確保と良質なサービスを継続するための加算となります。

サービス種別	※サービスのご利用状況により変動します。
訪問看護処遇改善加算	一ヶ月の総単位数（基本サービス費＋加算）の1.8%

④緊急時訪問看護加算（ご希望者様のみ1カ月に1回料金がかかります）

夜間・深夜・早朝（休日等）問わず、ご利用者様またはご家族から電話等での相談や看護師からの指示を求める等、必要に応じて緊急訪問を行うことに対する加算となります。

サービス種別	ご利用料金（10割）		1割負担	2割負担	3割負担
緊急時訪問看護加算Ⅰ	600単位/月	6,630円	663円	1,326円	1,989円
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574単位/月	6,342円	635円	1,269円	1,903円

※緊急に訪問看護を行った場合は、利用時間により料金がかかります。

緊急訪問看護加算の希望を確認させていただきます。〔 希望する ・ 希望しない 〕

※途中から書面により希望することも可能です。

⑤下記料金は、特別な管理が必要なご利用者様に対して加算されます。

サービス種別	ご利用料金（10割）		1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算（Ⅰ）※1	500単位/月	5,525円	553円	1,105円	1,658円
特別管理加算（Ⅱ）※2	250単位/月	2,762円	277円	553円	829円
長時間訪問看護 ※3	300単位/回	3,315円	332円	663円	995円
看護・介護職員連携強化※4	250単位/月	2,762円	277円	553円	829円
口腔連携強化加算※5	50単位/月	552円	56円	111円	166円

- ※1…留置カテーテル使用、胃ろう等の場合 [対象 ・ 対象外]
- ※2…人工肛門、人工膀胱、在宅酸素療法、真皮を超える褥瘡等の場合 [対象 ・ 対象外]
- ※3…特別管理加算対象ご利用者様に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合に加算対象となります。

※4…訪問看護師が訪問介護員に対し、痰の吸引や鼻・胃ろう・腸ろうによる経管栄養の業務が円滑に行われるように、助言や実施状況を確認しながら連携を行った場合。

※5…口腔の健康状態の評価を実施し利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価の結果を情報提供した場合

⑥その他ご利用料金

サービス種別	ご利用料金（10 割）		1 割負担	2 割負担	3 割負担
複数名訪問看護加算(30 分未満)	254 単位/回	2,806 円	281 円	562 円	842 円
複数名訪問看護加算(30 分以上)	402 単位/回	4,442 円	445 円	889 円	1,333 円

(1) ご利用者様の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。

(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。

(3) その他ご利用者様の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずるとき。

※単に 2 人の看護師等が同行しても算定いたしません。 [対象 ・ 対象外]

⑦ターミナルケア加算

サービス種別	ご利用料金（10 割）		1 割負担	2 割負担	3 割負担
ターミナルケア加算	2,500 単位	27,625 円	2,763 円	5,525 円	8,288 円

※死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを実施した場合

(3) その他実費のご利用の場合

保険対象外看護の場合		30 分毎に 3,000 円
休日の訪問看護の場合	一律 5,000 円	土、日、祝日、年末年始（12/30～1/3）
交通費	サービス提供地域外または 当事業所から 2km 以上	1 回訪問につき 432 円
死後の処置		10,000 円

個人情報の取り扱い説明 [細則①]

三鷹中央リハケア訪問看護ステーション（以下、事業所という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、当事業所が提供する医療・介護サービス実地に当たっては、個人の権利利益を侵害する事のないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとし、細心の注意を払っております。

当事業所では、平成17年4月1日に施行された「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、個人情報及びプライバシーの保護の一層適正な取扱いを行うため、下記の個人情報保護方針を定めております。

1. 個人情報の収集について

※個人情報を収集する場合は、診療・看護・介護等の施設サービスの提供に必要な範囲で行います。

※個人情報の利用目的を明確にし、原則として利用目的以外では使用しません。

※利用目的以外で個人情報を利用する場合は、予めご本人等の同意を得てから実施します。

2. 個人情報の利用及び提供

当事業所では、ご利用者様の個人情報の利用について以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用しません。

- ・ ご利用者様の同意を得た場合
- ・ 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- ・ 法令などにより提供を請求された場合

3. 個人情報保護の適正な管理について

- ・ 個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- ・ 個人情報の漏えい・紛失・破壊・改ざん又は個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。個人情報保護の為の規定を定め、管理者会議を設置して適正な取扱いに努めます。

4. 個人情報の第三者への提供について

法令等で提供を求められた場合を除き、原則として予めご本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供しません。（下記、注書き参照）

5. 個人情報の開示及び訂正等について

事業所が保有する個人情報について、ご本人等から個人情報の開示を求められた場合は、担当者の意見を聞いた上で、速やかに開示等をするか否か等を決定します。なお、開示等をしていない場合は、その理由を文書で通知します。

開示等の受付先 苦情受付担当者（三鷹中央リハケア訪問看護ステーション所長 黒木美和子）

開示手数料 実費負担にて1件1,080円 複写1枚につき（片面）54円

原則として、ご本人等から個人情報の訂正、追加及び削除、利用の停止、第三者への提供の停止を求められた場合は内容等を確認し適切に対応します。

6. 問い合わせ窓口

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

三鷹中央リハケア訪問看護ステーション 担当責任者（所長）黒木 美和子

窓口電話番号 0422-70-1055

受付時間 9:00～17:00 月～金（休日は除く）

7. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当事業所では、個人情報保護に関して、関連する法令、規範及び施設の規定を遵守するとともに、上記の下記項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善に努めます。

(注)

(1) 単に個人名のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってご利用者を特定できない状態にします。

(2) 第三者とは、ご利用者及び施設以外をいい、本来の利用目的に該当しない、またはご利用者により、その個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人を差します。

※この方針は、ご利用者のみならず、当事業所職員及び当事業所と関係あるすべての個人情報についても、上記と同様に取扱います。

8. 訪問看護ステーション内での利用

- (1) ご利用者様に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- (2) 医療保険・介護保険請求等の事務
- (3) 会計・経理等の事務
- (4) 事故等の報告・連絡・相談
- (5) ご利用者様への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- (6) その他、ご利用者様に係る事業所の管理運営業務のため

9. 他の事業者等への情報提供としての利用

- (1) 他の介護保険施設及び医療機関等との連携
- (2) 適切な治療が受けられるように、他の医療機関の医師に提出し、意見・助言を求める場合
- (3) 他の介護保険施設（機関）等からの照会への回答
- (4) 検体検査業務等の業務委託（個人情報の管理体制が適切な業者に委託します）
- (5) ご家族等介護者への病状説明
- (6) 保険事務の委託
- (7) 審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
- (8) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (9) 医療賠償責任保険等に係る医療に関する専門機関や保険会社等への相談または届出等
- (10) その他、ご利用者様への介護保険事務に関する利用
- (11) ICT を用いたコミュニケーションを行う目的で ICT システムとして（株）日本エンブレースが運営する完全非公開型医療介護専用 SNS「メディカルケアステーション（MCS と略）」を使用します。

10. その他の利用

- (1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 外部監査機関への情報提供

11. 記録の保管期間

事業所はご利用者様に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該ご利用者様の契約終了の日から2年間保管いたします。

上記のうち、他の介護施設・医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合は、その旨を管理者までお申し出ください。
お申し出がないものについては、同意して頂けたものとして、取り扱わせて頂きます。
これらのお申し出は、後からでも撤回、変更等することができます。
利用目的以外で利用する必要がある場合は、必ず同意書を頂き実施します。

訪問看護（介護訪問看護）の提供開始にあたり、ご利用者様に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所

所在地 東京都三鷹市下連雀9丁目2番7号

名 称 医療法人社団永寿会

三鷹中央リハケア訪問看護ステーション

（事業者番号 1367197874）

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護（介護予防訪問看護）についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

（代理人）

住 所 _____

氏 名 _____ 印